

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005	
県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347	
＜市議団控室☎436-3030 FAX420-7201＞	
市会議員	
岩井 友子 ☎438-8647	関根 和子 ☎447-0557
事務所 ☎429-2160	事務所 ☎440-7950
金沢 和子 ☎422-5278	中沢 学 ☎493-8140
坂井 洋介 ☎404-2039	松崎 さち ☎090-6156-8592
佐藤 重雄 ☎432-9872	渡辺 ゆう子 ☎462-7273

# 日本共産党船橋議員団

## ミニにゅす

### 船橋アリーナ スタジオ事業

## 「再委託」先企業の運営に苦情殺到

船橋市総合体育館「船橋アリーナ」内で行われているスタジオ事業（ヨガなど各種の健康づくり教室を運営する事業）は、アリーナの指定管理者である文化・スポーツ公社から「住友不動産エスフォルタ株式会社」という民間企業に「再委託」されています。この間、この再委託先企業の事業運営に対し、多くの利用者から苦情が殺到しています。

### 「市の施設なのに…」

金となり、事実上の料金の大幅値上げが行われました。

船橋アリーナは市立の施設です。そこで行われる事業は、低所得者や条件の厳しい市民も含めて市民だれもが気軽に参加できるものでなければなりません。しかし「スタジオフリースペース」は1か月あたり5400円と高額。低所得者には利用しづらいものになっています。しかもこの春から、これまでフリースペースや「フリースペース」（1回500円）で利用できていた教室が、「定期制教室」や「月謝制教室」に変更されて別料

に波があるので月謝制や定期制にはできません。体調の良い時に受講できるメリットが無くなり困惑と失望をアリーナに感じています。月謝制や定期制を重視されるなら民間のスポーツクラブと同じではないですか？健康維持に気軽に通える施設に戻して欲しいです」といった声が、アリーナに設置されている意見箱に殺到しています。

### 「フリースペース」に戻せ

「利用者のこれらの声に応えるべきではないか。定期制や月謝制に変更し利用者の負担を増やしていく現在の方針を改め、低所得者や条件の厳しい市民も気軽に通える『フリースペース』に戻していくべきではないか」と質しました。市教育委員会の生涯学習部長は、「利用者の要望に対応できる教室の開催は重要。利用者の声を参考にしながら教室事業を考えていく」と答弁しました。

## 市民団体の苦悩は「難くせ」

### 市民安全推進課の職員が「客引き行為等防止条例」を盾にするとは、無知か、嫌がらせか?

12月6日午後7時半ごろのことです。船橋駅南口で『脱原発』を訴えるチラシを配布していた市民団体に、船橋市の「客引き行為等防止条例」の周知と指導をしていたという市の職員が「これは警察の許可が必要だ。許可無くチラシ配布はできない」などと、「難くせ」をつけ、「許可の必要はないもの」と反論さ

### 想定されていた過剰指導

「船橋市客引き行為等防止条例」の制定が審議された議会で、この条例に基づく「指導」が、将来は警備保障会社などに外部委託されることや、その際条例の根拠を逸脱するような「過剰指導」が行われる危険性があることを指摘してきた経緯があります。

### 根拠もない「難くせ」を他に転嫁する「恥知らず」も…

加えて、今回の市の職員の行為で許せないことは、「途中で反論されて、自分たちの責任範囲を逸脱していることを知らされる」と、こんどは「交番に駆け込んで責任を転嫁しようとした」ことの卑怯さです。

警察官が、チラシ配布を取り締まることができない、と説明

今年の7月4日の市議会本会議で具体的に「原発反対や核兵器廃絶をもとめるチラシ配布や、署名活動を規制しないと言えるか」という質問にたいして、市民生活部長が「市民活動や政治活動が規制の対象となることはございません」と明確に答えているのです。

さらには「不可解な」ことがわかりました。当日の「指導日誌（兼報告書）」には、「チラシ配布1件」と記載され「脱原発のチラシ」が1枚添付されていました。その「経緯」については一言も無く「警察官協力『無』」と記されているのみです。

さすがに恥知らずな事実を書けなかったのでしょうか。引き続き注意していかねばならない課題です。



していただようですがそれでも執拗に食い下がっていたことが目撃されています。

日本共産党船橋市議団主催

**法律相談**

**1月24日(水)**  
**2月14日(水)**

弁護士が相談を受けます  
労働相談も受けています

会場：中央公民館  
時間：午後1時～4時  
要予約 ☎436-3030